

第46号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年5月24日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「合計額とする。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第四号中「小学校一年生」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）一年生」に改め、同項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、第九号の次に次の一号を加える。

十 幼児の保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）

第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千円以下となる世帯 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項として、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千円以下となる世帯の保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一 生計を一にする世帯に属する三人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第三子以降の幼児 全額免除

二 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を一人有しており、かつ、

当該世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除

三 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を二人以上有しており、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除

四 生計を一にする世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第二子の幼児 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

五 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を一人有しており、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における最年長の幼児 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（保育料の納入）</p> <p>第一条 保育料は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p>	<p>（保育料の納入）</p> <p>第一条 保育料は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p>
<p>（保育料の減免）</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。<u>以下同じ。</u>）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p>	<p>（保育料の減免）</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p>
<p>三 （略）</p> <p>四 前三号の規定にかかわらず、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u> 一年生から三年生までの就学年齢と同一年齢である兄又は姉（疾病等の事由により小学校に就学していない同一年齢の児童を含む。以下同じ。）を一人有している世帯であって、かつ、当該世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除</p>	<p>三 （略）</p> <p>四 前三号の規定にかかわらず、<u>小学校一年生</u>から三年生までの就学年齢と同一年齢である兄又は姉（疾病等の事由により小学校に就学していない同一年齢の児童を含む。以下同じ。）を一人有している世帯であって、かつ、当該世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除</p>
<p>五 <u>前各号</u>の規定にかかわらず、小学校一年生から三年生までの就学年齢と同一年齢である兄又は姉を二人以上有している世帯であって、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における当該幼児 全額免除</p>	<p>五 <u>前四号</u>の規定にかかわらず、小学校一年生から三年生までの就学年齢と同一年齢である兄又は姉を二人以上有している世帯であって、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における当該幼児 全額免除</p>
<p>六～九 （略）</p> <p>十 <u>幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者</u></p>	<p>六～九 （略）</p>

等をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千百円以下となる世帯 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千百円以下となる世帯の保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一 生計を一にする世帯に属する三人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第三子以降の幼児 全額免除

二 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を一人有しており、かつ、当該世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除

三 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を二人以上有しており、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第一子及び第二子以外の幼児 全額免除

四 生計を一にする世帯に属する二人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における第二子の幼児 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

五 生計を一にする世帯に小学校一年生の就学年齢と同一の年齢以上である兄又は姉を一人有しており、かつ、当該世帯に属する一人以上の就学前の幼児が幼稚園等の教育施設等に通所し、若しくは通園し、又は利用している場合における最年長の幼児 保育料の五割に相当する額を限度とする減額

3 前項に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるときは、保育料を減額又は免除することがで

2 前項に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるときは、保育料を減額又は免除することがで

きる。

4 前各項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする者は、委員会に申請しその承認を受けなければならない。

第三条 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

きる。

3 前各項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする者は、委員会に申請しその承認を受けなければならない。

第三条 (略)

多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減の拡大について

1 概 要

平成 28 年 3 月 31 日に公布された子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減措置を拡大する。

2 改正の内容

世帯年収約 360 万円未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等（ひとり親世帯及び障害のある保護者または子どものいる世帯）の経済的負担の軽減を図るため、区立幼稚園に係る負担軽減措置を以下のとおり拡充する。

- (1) 多子世帯の保育料における「きょうだい順位」を決定する際に対象となる子どもの年齢制限を撤廃する。
- (2) ひとり親世帯等の保育料については、以下のとおりとする。

支給認定	対象世帯の基準	内容	現行	改正後
1 号	住民税所得割額 77,101 円未満	多子軽減	3 歳児から 小学校 3 年生まで	年齢制限を撤廃
		ひとり親世帯等 の多子軽減	3 歳児から 小学校 3 年生まで 第 2 子：半額 第 3 子：無償	年齢制限を撤廃 かつ 第 1 子：半額 第 2 子以降：無償

3 適 用

平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用